

最高裁秘書第1842号

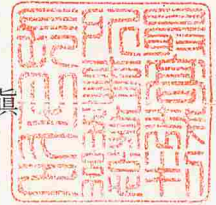
令和2年8月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法研修所の検察教官が、司法修習生に対し、検事として採用されるためには法律事務所又は弁護士法人の内定を得ておくことが有益であると指導していることが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年2月21日付け（同月25日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第1号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）